

自家用自動車の公務使用に関する取扱要領について

平成14年9月20日
例規(会・装・警・監)第70号
警察本部長

[沿革] 平成19年7月例規(会・装・警・監)第57号 平成26年1月例規(会・装・警・監)第2号
平成29年2月例規(会・装・警・監)第7号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり定め、平成14年10月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

職員(千葉県警察が嘱託として雇用するスクール・サポーターを含む。以下同じ。)が公務で旅行する場合の自家用自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下同じ。)の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 自家用自動車の公務使用承認基準

所属長は、職員の公務による旅行が次のいずれかに該当する場合で、千葉県警察の装備に関する訓令(昭和39年本部訓令第16号)第2条に規定する車両、レンタカー等の使用が困難であるときは、職員からの申出に基づき、4の規定により登録を受けた当該職員の自家用自動車の公務使用を、当該職員が運転することを条件に承認することができるものとする。

- (1) 緊急に用務を処理する必要がある場合
- (2) 用務先が複数の場合
- (3) 交通不便な地域である場合
- (4) その他所属長がやむを得ないと認める場合

3 使用承認をすることができない場合

前記2の規定にかかわらず、所属長は、職員が次のいずれかに該当する場合は、職員の自家用自動車の公務使用を承認することができないものとする。

- (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合
- (2) 当該職員が過去1年間において、その責に帰する交通事故を起こし、又は自動車運転に関し、罰金刑に処せられている場合
- (3) 当該職員が、千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令(平成8年本部訓令第15号)第6条に定める級位を有していない場合
- (4) 当該職員の健康状態等により、正常な運転に適さないと認められる場合

4 自家用自動車の登録

(1) 職員が公務で使用できる自家用自動車は、次の要件を満たすものとし、職員は、あらかじめ、公務に使用する自家用自動車登録申請書(別記第1号様式)を所属長に提出して、その登録を受けておくものとする。

ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、職員が通常使用しているもの

イ 職員の運転が対象となる任意保険は、対人補償及び対物補償無制限に加入しているもの

(2) 前(1)において所属長は、職員の自動車運転免許証、自動車検査証（軽二輪の場合は軽自動車届出済証、原動機付自転車の場合は標識交付証明書。以下「自動車検査証等」という。）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律97号）に基づく自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）証明書の原本及び任意保険の契約内容が分かるものを確認し、各写しを保管するとともに、公務に使用する自家用自動車为社会通念上、公務のための旅行に適当でないと認める場合は、登録を承認しないものとする。

(3) 職員は、前記(1)の登録事項に変更を生じた場合は、速やかに公務に使用する自家用自動車登録事項変更届出書（別記第2号様式）により所属長に届出なければならない。

5 自家用自動車登録台帳の整備

所属長は、登録した自家用自動車について、公務に使用する自家用自動車登録台帳（別記第3号様式）を整備し、所属に備え付けておくものとする。

6 自家用自動車の公務使用の承認

(1) 職員は、登録を受けた自家用自動車を公務で使用する場合は、旅行の都度、所属長に申し出るものとする。

(2) 所属長は、職員から申出があった場合は、前記2及び3に規定する使用承認基準等に基づいて判断するものとする。

7 交通事故の報告及び処理

(1) 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こしたときは、監察関係事案の報告要領について（平成17年例規（監）第36号）に基づき報告するものとする。

(2) 前記(1)の事故は、所属長の責任において事故の相手方との交渉を行うものとする。

8 補償

(1) 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こし、事故の相手方又は第三者に損害を与えた場合において、その賠償は原則として当該職員の契約に係る自賠責保険及び任意保険により行うものとする。

(2) 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中の事故により、自己の車両に損害を負った場合において、事故の相手方からの賠償額や当該職員の任意保険からの保険金額が車両の損害額に満たない場合は、県はその満たない額を負担することとなる。ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、県は車両に係る損害の一切を負担しないこととなる。

(3) 職員が自家用自動車の公務使用の承認を受けずに自家用自動車を公務に使用し、事故を起こした場合は、県はその責任を一切負わないこととなる。

以下別記様式省略